

法科大学院における教育の理念と現実(中)

—司法試験との関係を中心とした現状と課題に関する分析—

早稲田大学大学院法務研究科教授・弁護士

稻葉威雄

目次
はじめに
一 法科大学院の理念の実現
1 プロセスの中での教育・選別 2 現行司法試験の問題点 3 試験による選抜とプロセスによる選抜 4 法科大学院教育における選別 5 グランドデザインの欠如
二 法科大学院の教育の現状
(1) 法科大学院教育とITの進展 (2) 法知識(実定法)に関する教育的重要性 (3) 法律の体系的理義に基づく思考(問題発見・解決)能力 (4) 事実把握能力的重要性 (5) 表現力的重要性 (6) 授業のあり方 (7) 実務(臨床)教育 (以上本号) (以下次号掲載予定)
三 法科大学院認定評価機関の役割
1 その成果の評価 2 総括的な整理(以上二二二号) 3 法曹に求められる能力の開発のあり方
四 司法試験に期待するもの 終わりに

めざましい。文書作成にワープロソフト等を使用することは当然として、ADSLや光ファイバーの普及に伴つてインターネットによる情報伝達が普遍化した。

Eメール機能によつて人と人との間(教師と学生それぞれの間)のコミュニケーションが空間的・時間的・経済的制約を相当程度解消する

法科大学院教育とITの進展において、避けては通れないのは、近時のIT(information technology)の進展にどう対応するかという問題である。司法の世界で、たとえば裁判官へのパソコンの配布が行われたのは、一〇年ほど前のこと過ぎないが、その後のITの進展・普及は影響を与えずにおかない。

現在の時点での法科大学院教育において、避けは通れないのは、近時のIT(information technology)の進展にどう対応するかという問題である。司法の世界で、たとえば裁判官へのパソコンの配布が行われたのは、一〇年ほど前のこと過ぎないが、その後のITの進展・普及は影響を与えずにおかない。

第一に、ITを教育の過程でどう活用するかの問題がある。まず授業でパワー・ポイント等の情報提示の方を利用することが考えられる。更に、早稲田大学の法科大学院で採用している研究教育支援システムでは、インターネット上にカリキュラムとその授業詳細（レジュメ、教材、予習案内・復習課題等）を掲載したウェブサイトを設け、それにID・パスワードを取得した学生が随時アクセスできるようになっている（インターネット上のローライブライターへのアクセス機能も伴っているから、判例検索等も即時にできる）。

その採用によって、教材の配布や板書の時間を節約し、実質的な授業（口頭での情報提供・議論等のやりとり）を充実させることができる。もちろん、法科大学院からのその他情報掲示もされ、学生も教師も、リアルタイムでこれを知ることができる。システム上で学生から質問し、教師が回答する機能もある。

このシステムには、法情報検索機能等は別にして、前述の授業詳細の掲載には特に次のような利点がある。法科大学院の授業は、後で言及するとおり、双方向・多方向の方式が指向される。その授業は受動的なものではない。学生が授業へ出席して参加することは当然だが、準備なしに漫然と出席するのでは意味がない。そこから成果を得るには予習が要求される。

予習のためには、授業の内容に関する事前の情報提供が不可欠である。次のレジュメ等を印刷して授業毎に渡すことでも対応はできるが、それは教師にとって物理的にも時間的にも極めて負担である。

学生の具体的な授業に備えた予習は、他の授業の予習や復習もあるから、いくら勤勉な学生でも当該授業のせいぜい二、三日前から行うことになるであろう（カリキュラムは、ずつと前から知ることができる）。

そうだとすれば、前回の授業の直後ころまでに授業詳細をシステム上に掲載しておけば、用は足りる。教師としては、実際の授業に近い時期に授業準備のための検討をする余裕が生まれる（授業の内容を柔軟に改善することができる）。

学生にとつても、どこでも何時でも必要に応じてその情報を電子情報のなかで得られ、これをダウンロードして適宜加工し、自分専用のノートを作成することもできる。もつとも、インターネットによる情

報を全てハードコピー化することになると、学生の経済的負担も大きいし、紙の資源の無駄使いもある。デジタル化した情報は容易に流出する（目的外使用のおそれ）。これらに配慮した節度ある利用方法を確立すべきである。セキュリティに対する配慮も必要である。

これとも関連するが、このシステムで与える情報の内容については、吟味が必要である。予習・復習のためのツールとしての性格から、過剰な情報を与えることには、むしろ弊害がある（電子教材として他人の著作物を与える場合には、著作権法上の問題も起くる）。自発的な勉学意欲の育成という面もあるし、ITその他の手段で法情報を検索する技術を習得させる必要もある。

次に教育内容も、これから法律家についてITにある程度習熟することは必須の要件であるとの認識に立つたものにすべきである（法情報調査としての活用等。特に外国の法情報検索には、インターネット上のデータベースの利用は有効である）。

基本的に学生についてはデジタル・デバイドを心配する必要はない（相当のスキルを有することは前提にしてよい）。むしろIT（パソコ

ン・インターネット等）を活用できる物理的な面を含んでの教育環境を整備することが重要である。アメリカのロースクールでは、ウェブ上に設けられたチャットフォーラムへの「リーガル・エリートたちの挑戦」（九七頁）。

その一方で、教師間のデジタルデータの問題は、大きい。文書作成とメール、インターネットでの情報検索は、IT活用の最小限のスキルであるが、キーボードになじみのない時代に育った者にとっての障壁の存在は、客観的事実として認識しなければならない。中長期的にはもちろん短期的にも、研究者・実務家両者ともにとつて生き残りの条件になりつつあるという状況の自覚に基づく、教師の努力にも期待したいが、サポート体制を充実する必要も大きい。

(2) 法知識（実定法）に関する教育の重要性

法科大学院で具体的にどのような教育方法を採用するのがよいのかは、繰り返し述べるとおり、まだま

いう状況にある。アメリカのロースクールの教育方法としては、ソクラテスマソッドといわれる教師からの質問に学生をさらす方式が有名であるが、それ一辺倒ではないようである。

日本とアメリカとでは、法律体系のシステムが異なっている。つまり成文法と判例法との比重が逆転している。判例法（コモンローと衡平法）の英米法系、成文法の大陸法系といわれ、日本は大陸法系に属している。もちろん、社会事象が複雑になるにつれ、制定法と判例とがともにそれぞれ機能しなければ、社会規範（社会生活を規律するルール）としての役割を十分に果たすことができなくなつてきていて、アメリカやイギリスでも、制定法の役割が増大し（例えば、連邦法の拡大やE.U.統合への対応は、制定法によるほかない）、他方日本でも、判例の意味が大きくなる現象が存在する（法の隙間を埋める判例の創造性とともに、判例では貽いきれない制定法のもつ創造性・網羅性・確実性・安定性が求められる）。

それでも、日米での基本的な法状況は大きく異なるというべきである。日本の法律家は、まず六法（実質的には制定法の体系全体を意味するが、これを象徴する言葉として用いる。物理的なブックとしてのそれは、日本の法曹が手放せない最も重要なツールである）を駆使する能力が要求される。法律問題解決の最初の手掛かりは、それについての実定法の規定があるかどうか、その内容はどうかである。判例も制定法の条文を拠りどころにして展開する（判例付六法という便利なものも存在する）。法律体系の中での当該解決が求められている問題についての制定法体系（法の組合せひいてはこれを支える理念の秩序）における座標を見つける能力が問われる。

この能力会得の前提になる基本的な法知識の獲得については、法科大学院では、原則として学生の自助努力・自己責任によるほかないと考えられる。しかし、もちろんこれに任せ放置しておいてよいわけではなく（例えは、連邦法の拡大やE.U.統合への対応は、制定法によるほかない）、他方日本でも、判例の意味が大きくなる現象が存在する（法の隙間を埋める判例の創造性とともに、判例では貽いきれない制定法のもつ創造性・網羅性・確実性・安定性が求められる）。

(3) 法律の体系的理

（問題発見・解決）能力

問題点を見つけ、これを適切に解決するには、問題の座標を定める能力が前提となるが、これは法知識を前提としてこれを体系的に理解する

ことから出発する（これによつて関連し影響し合う問題を矛盾なく解決することができる）。六法の条文を暗記する必要は毛頭ないが、どのような事項について規定した法律があるか、それを補充する判例、解釈論としての学説、さらにそれら多様な法規範の相互の関連についての知識が、ある程度頭の中でデータベース化（体系化）されている必要がある。その中の根幹部分は、具体的な実定法の定めである（司法試験の論文試験でも、司法試験六法は与えられる）。

適用されるべきまた参考となる法律の規定（あるいは該当する規定がないこと）を見つける能力とともに、問題となる法益（実定法についてはその立法趣旨）をきちんと把握し、それを手掛かりに検討する思考方法を身につければ、未知の問題の解決能力は格段に高くなる（後で触れる新司法試験についての商法のサンプル問題では、商法二三七条ノ二の規定が手掛かりになる）。

なお、事実から直感的に結論を導き、それを正当化するのが法曹の能力だという向きもあるようである。確かにそういう面はある。しかし、その場合の直感は、法曹がする全人

格的判断ともいいうべきものであり、後でも触れる限り、先に述べた体系化されたデータベースを基礎にして、それを瞬時に検索しつつもたらされるものでなければ、法曹としてのまともな結論たりえない（その具体的意味合いについては、後記(4)参考照）。内在化した自分なりの法秩序感覚が必要である。高い説得力に繋がる筋のよい発想は、そこから生まれる。

の手助けは、学部教育の経験をもつ研究者教員のほうに向いているといふことはある（理論は体系化の基礎であり、実務は、その具体的な使い方、より適切なシステム化を示唆する）。しかし、法知識の体系的な理解（民事法・刑事法・公法、実体法・手続法の科目にとらわれない（縦割りでない）法体系全体）とその応用能力の獲得という究極の教育目的は、同じと考えられる。

たとえば、実務教育として要件事実教育の重要性が言われているが、それは権利義務の発生、消滅という法律効果を基礎付けるものである点からいえば、優れて実体法の問題である。訴訟法的に言えば、当事者の主張・立証責任を明らかにするための道具概念である。その根幹を理論的体系的に理解させることが大切である。その意識化と、応用能力を身につけさせなければならない。ただ暗記させればよいものではない。その具体的なスキルの習得は、あらゆる習い事と同じで、帰納と演繹とを併用すべきことになろう。

法科大学院における教育方法の確立のためには、これまでの大学教育、研修所教育の問題点を洗い出すという観点が必要である。いわゆる

司法試験予備校教育の功罪についても、色眼鏡なしに検討すべきである（マニユアルはよくできたものでないことなのである）。

さらにいえば、現行の法律そのものをも批判し、これを乗り越える能力の素地を築く必要がある。現在明治期、第二次大戦後に次ぐ第三次の大立法期を迎えていたいわれ、相次いで新しい立法がされている。これ

は、法を適用すべき社会の現実が変化している以上、当然の動きではある。しかし、それらの新法が本当に現実と理念の調和という観点からふさわしい法体系を形成しているかどうかは疑問である。

これは（特にルールが未成熟な状況での規制緩和法制については）、現場でのプラクティスでカバーしなければならない。新しい立法の下での公正と効率という理念を調和させた法の支配を実現する（妥当なプラクティスの形成に貢献できる）能力をもつ法曹が期待されている。

(4) 事実把握能力の重要性

法曹が実務上遭遇する法律問題は、事実を基礎として生ずる。法律

上の論点がはじめから抽象的ななかで提示されているわけではない。生の事実から法律的に意味をもつ事項を選別し、それを法規範と照合するという作業が要求される。科目ごとに行われる学校の授業とは違つて、その法規範の種類も特定されたものではない。新司法試験の問題として、複合（融合）問題の採用が推奨されるゆえんである。

具体的な事実から問題の所在を認識することがまず基本であり、およそ問題の存在に気がつかなければ、それ以上の調査検討に発展しない。法情報の調査は、それから後の問題である。

法曹の仕事は、事実についての情報報を前記の頭の中に形成されているデータベースにインプットして法的意味をもつ事実を選別して取り出す能力が前提になる。その事実関係に適用されるべき法律についていくつかの選択が同時に行われ（單なる記憶のスキヤンではない。連想能力・想像力の駆使、洞察力）、その事実と法律との関係の分析によって、当該事実について最も適切な法律関係としての整理・認識がなされた上で、問題解決の方向の提示に至る。

ここでは、法知識とともに前述の教

養や国際感覚、バランス感覚、人間性などその全人格が、この作業をこなす基礎となる。

バランス感覚は、特に重要である。現実（Sein）と理念（Sollen）との調和、基本的人権と公共の福祉や訴訟における適正と迅速といった互いに正当な理念の調和が求められる局面は多い（たとえば、法曹倫理の永遠の課題ともいうべきクライアントの権利擁護と公益との相克の問題の解決も、どちらも絶対視しないバランスに求めるべきであろう。法曹が個人的利益の追求をこれらの利益に優先させることは許されないことは当然であるが、これらの利益に名をかりて個人的利益を図る危険も否定できない。山口繁「リーガルブロフェッショナルの行方」法の支配一三三一一三六号所収参照）。

事実認定に関する訓練

実のところ、実務法律家として実際に最も苦労するのは、事実認定である。事実に法規範を適用するについて、その前提事実自体が不確実では、およそ当該事実に関する法律問題について正鵠を得た解決に到達することはできない。事実認定は、証拠に基づいてするが、その評価はむづかしい。

利害が対立する当事者間に争いのない事実は、実際上真実として扱われるが（民事訴訟手続では、主要事実についての自白には、拘束力がある。刑事でも、基本的には自白があれば、それ以上あまり詐索しないのが普通である）、およそ事実関係について争いが無いことは、多くの場合期待できない（自己に不利な事実は認めたがらないのが、人間の性である）。

対立関係に無い、自分が依頼した弁護士に対しても真実を述べない依頼者も稀ではない（どのようにして当事者等の事件関係者といい関係を形成するかは、およそ裁判官・検察官・弁護士を問わず、法曹にとってコミュニケーション能力発揮の局面として極めて重要である）。依頼者の言を鵜呑みにしない態度が弁護士にも求められることは、いうまでもない。

証拠が十分でないときには、真実がいかなるものであれ、裁判では、そのことは前提とされず、真偽不明として立証責任で律せられる。証拠として、たとえば供述者に有利な内容の供述を信用すべきかどうかの判断をすることは、實際には極めてむづかしい。

人の供述のうち自己に不利なもののは、原則として信用してもよいが、自己に有利なものを鵜呑みにすることは危険である。もちろん真実に合致することも多いが、真実に反する恐れも大きいことを十分認識すべきである。それは、故意によるものだけではなく、思い込みなし記憶の変化によるものもある。人は無意識に自己を正当化し勝ちである（この場合には、供述者本人は、主観的には真実を述べているつもりだから、供述態度等から真実かどうかを判断することはできない）。

自白が成立しない場合の当事者の供述・主張は互いに自己に有利なものであることが通例だが（この場合には、少なくともどちらかが真実に反することになる）、そうである限り、これを直接に決め手とすることはできない。客観証拠（紛争生起前に作成された書証や状況証拠とそれを解釈する経験則等）に依存して判断するほかない。

経験則についていえば、科学的に証明ができる絶対的なものもあるが、社会的な経験則はそう単純なものではない。先に述べたように人は自分に不利なことは認めたがらない

不利なことを正直に認める人もいる。人は利己的な本性をもつが、愛的でもあり得る。

人の性は、善とも悪とも断じがたい。同じ人が常に同じ行動をとることも、限らない（前に嘘をいつたことがあるとしても、それでその人の言がすべて虚偽と決め付けることはできない）。経験則は、無数に存在し、それを多組み合わせることによって一つの事実認定（当該事件のストーリーの完成）にたどりつく。

個々の事情・事実をどう組み合わせるか、どこに補助線をひくかが問題となる（仮説と検証の繰り返し）。

事実は小説より奇なり、という言葉

がある。先入観にとらわれない、広く深い想像力・洞察力が必要である。

このような事実認定能力を学校教育の中で学習させることは難しい。

これにどう対応するかも、法科大学院教育の課題の一つである（臨床教育はその方策の一つであろうが、手間がかかることは確かで、費用対効果の問題は大きい）。その能力は実際の事件処理の場で慎重に検証されるべきもので、短時間の試験で測定することは、至難といわなければならぬ。

しかし、経験から学ばない人や限り、経験を過大に評価することもあり、経験を過大に評価することもある。られた個人体験を絶対化する人もおり、危険がある。

(5) 表現力の重要性

問題解決能力と表現力

前に述べたとおり、法知識を基礎として法曹に必要なものとして法科

大学院で涵養すべき能力は、結局は単に法知識や記憶した論点整理の適用では解決することができない、法

的な問題についても、何とか筋道をつけて解決できる能力であると考えられる。このような問題（容易に思

い付くものとしては、権利濫用・信義則といった一般条項適用の可否、

差止めのような事前救済の要否、民事の過失相殺その他の損害賠償算定期由、刑事の量刑事由等）につい

多い基本法律科目でできるのは、判例（裁判例）の事実認定の部分を

しつかり読むことを推奨し、認定事実と判断の関係を意識させること程

度が、せいぜいである。法曹が多様な社会経験をもつことが望ましいと

いうのは、この能力の基礎となる多くの経験の習得と後記の多面的な見方とができるようになるこ

とを期待してのことである。

しかし、経験から学ばない人や限り、経験を過大に評価することもあり、経験を過大に評価することもある。られた個人体験を絶対化する人もおり、危険がある。

できないとすれば、その結論が正解かどうかは、結論とそこに至る過程についての説得力による。

実体としてこのような説得力がある。しかし、その主張は他に伝わらず、説得をする能力の高い者が、国内・国外を問わず、あらゆる交渉ごとで当事者を代理・代表することは、その正当な利益・権利を守るために、必須のことである（国内だけに目を向けるのではなく、法曹ないしこれを代理人とする当事者の国際的競争力の観点も重要である）。また一般論として、あらゆる思想は、それを具体的に表現することによって、より精緻かつ明晰に整理される。

それには、結論と根拠を実体的に説得力のあるものにするほか、その実質を説得力のある形に表し、他人に理解させる能力つまり表現力（口ジックとレトリックとを駆使し、実体を明晰に表現する能力）が肝要である（総体としての情報発信力）。

従来の日本の学校教育の中で、この言語表現（文書と口頭による表現・作文とディベート等）の能力開発は、必ずしも重視されてこなかつたようと思われる。これらの能力をどう

う教育し開発するかも、法科大学院教育の課題の一つである。記述の順序や句読点の要否、指示代名詞の適否、主語と述語の対応に注意する習慣をつけるだけでも、役に立つ。

在未修者の扱い——隠れ既修者との混

はできない。相手を説得できる主張をする能力の高い者が、国内・国外を問わず、あらゆる交渉ごとで当事者を代理・代表することは、その正当な利益・権利を守るために、必須の法文書の起案に関する法曹としての訓練は、これまで司法修習生の時期に判決・起訴状・準備書面等の起案の課題をこなすことで行われてきたと考えられる。司法試験予備校

べきかについて、現状で確信をもつていうことは困難である。多くの物事と同じように、それは多様な形で存在し得るのであろう。ここで個人的に意識している若干の具体的な問題について触れるが、いずれも基本的には問題提起にとどまる。

ことである（国内だけに目を向けるのではなく、法曹ないしこれを代理人とする当事者の国際的競争力の観点も重要である）。また一般論として、あらゆる思想は、それを具体的に表現することによって、より精緻かつ明晰に整理される。

それには、結論と根拠を実体的に説得力のあるものにするほか、その実質を説得力のある形に表し、他人に理解させる能力つまり表現力（口では、答案練習も行われてきたのである。しかし、法科大学院教育としては、司法試験の問題が例えれば弁護士としての意見書等の起案という形式を採用することをも考慮すると、法律文書起案の能力（構成力・表現力）の訓練をすべきであろう。しかし、これは、各科目特に基本法律課目で行うこと（リポートの添削等）には、時間的に困難がある（マンツーマンで実施してこそ効果があ

ジックとレトリックとを駆使し、実体を明晰に表現する能力) が肝要である(総体としての情報発信力)。

従来の日本の学校教育の中で、この言語表現（文書と口頭による表現・作文とディベート等）の能力開発は、必ずしも重視されてこなかつたようと思われる。これらの能力をどう基本的には、論理的で説得力のある明晰な言語表現をする抽象的な能力が備われば、具体的な局面で（判断・法律論文・準備書面・意見書・報告書・契約書等のいずれでも）そ

(6) 授業のあり方

れを応用して各文書に要求される形式で整えればよいはずである。

極めて少ないという実情がある（絶対評価志向の試験である）。他方、入学試験の段階から、既修コースと未修コースを分ける法科大学院も多い。この場合は、入学定員の関係か

ら、相対評価にならざるを得ない。その場合のレベルも問題である。

既修者が多数いるという状況がある。修者が不合格者も当然未修コースに入る。この場合一年次でどの程度の知識を前提とする授業をするかという問題がある。学生の意識（特に司法試験浪人的存在がいる）と、その意識と他の学生に対する影響が問題である」と教師のスキル（ノウハウ）の双方に問題があり、早稲田大学の法科大学院でも、未修者一年次の授業において当初は混乱もあつたようである。

その状況でどれだけのウェイトを法知識の習得に当て、どれだけのウェイトを法律問題の認識力を含めての法的思考能力の開発に当てるか、また、この両者は互いに関連しあつてゐるから、その両者を同時に追及する方策はいかなるものかが、課題である。

純粹未修者の場合には、一年次はどうしてもある程度の時間を法知識

の習得に当たるを得ないが、法学部四年（教養課程二年・専門課程二年という時代ではない）で得られる法律専門知識に匹敵するものを一年で獲得しようというのは、法律以外の知識や社会経験があつて、目的意識が明確であり、生來の能力が高いことを考慮しても、難事業ではある。学部教育と同等のボリュームの講義の確保は絶対不可能だから、学生の自助努力の手助けを法科大学院としてどのようにするか（アカデミックアドバイザーの活用等）は、一つの大きな問題である。

会社法の授業

法科大学院の授業時間は、限られているから、それを密度の高いものにする必要がある。例えば、私は今年度前期に既修者に対する会社法の授業を担当したが、一五コマをフルに使つても、現在変貌が激しい会社法の全般について、要点だけでも万遍なく触ることは、不可能といつてよい（それでも相当の時間延長することになつて、後の授業に迷惑をかけたことも多かつた）。

法曹を志す既修者は、多くの場合現行司法試験を意識した勉強をしてきたと考えられるから、最新の改正までフォローして会社法を学んでい

るかどうかは疑問である。しかし、よき実務法曹を育てるという観点からは、最近の多くの重要な改正を無視した授業は許されない。多面的思考訓練もしなければならない。

結局、かなり重厚で、実務でもよく用いられる最新の内容が盛り込まれた教科書を指定しておいた上で、研究教育支援システム上で、予習すべきテキストのページ、レジュメ、予習案内を示す）、各授業のテーマ毎に関連する知識と考え方について、それに対応するには予習していくほかないと覚悟させる方式を採用了。いわゆる双方向授業の一類型である（後記参照）。なお、テキスト重点にしたのは、激しく変化する会社制度を体系的に理解させるためには、過去の文献等の資料をあまり多く与えることは適当ないと考えたためである（参考文献は、制度の根幹を考えさせるものに重点をおいた）。

双方向・多方向授業

双方向授業は、予習へのインセンティブを与える、自ら考えさせるという面では講義方式に数等勝るものではあるが、時間がかかることは確かである（多方向であれば、なおさら

るかどうかは疑問である。しかし、尊心に依存するシステムということができる。質問に適切に答えられなかつたら、仲間にも恥かしいし、自尊心が傷つく。うまい答えができれば、教師にも仲間にも誇れるし、自尊心が満足する。自尊心がない学生に対しては、このシステムは機能しない。逆にプライドだけはあっても、能力がなければ機能しない。

いつでも質問に応答し、議論に参加できる用意をする緊張感の持続が学生に対して期待されている。近時の日本人には、打たれ強くない（挫折し易い）という傾向もみられる。これらのこととに配慮した手法をとる必要がある。

教師にとつても、双方向授業には学生の理解度の測定ができる利点があるが、適切な答えが返つてこないときに、どのようにして適切な知識と考え方の獲得に導くか、どこまで特定人を追い詰めることがよいか、落ち込まないようアフターケアをどこまでするか等について、迷いとスキルの欠如を感じる。事前のシナリオのとおりには進行しないから、適切なアドリブの能力が必要とされる。

授業についてくることができる優秀な者だけを相手にすることは、その範囲が極めて限定的なときは不適当であろうが、クラス全体の利益と各学生の利益の調和点はどこか。日本のメンタリティとして自己顯示性が余り強くないから、例えば教師からの質問や他の学生の発言に積極的・自発的に対応することが少ない（クラスによって差があり得る。積極的な学生がいれば活性化する）。それにどう配慮すべきか。

いずれもアメリカ流ではやれないで議論をさせる多方向授業が望ましいが、時間と教育効果とのバランスをとる必要がある（これも、積極的な学生がいれば助かる）。教師側のスキルの開発もまだまだ十分ではない。

今年の私の経験は、既修者のクラスの人数が少なかったから、ある程度対応でき、通用した面がある。正規の人数である五〇人程度のクラスになつた場合には、問題がありそうである（それなりの方法論を工夫する必要がある）。しかし、法律的なものの考え方についての修練は、本

とはできないように思われる。

問題点の認識、それに関わる法益の確認（担当科目についていえば会社法におけるものの考え方）、多角的な見方、議論の説得力の見極め等についての方法論を実践的に会得してもらうほかない。法律の議論は、論拠をもつて参加することに意義があり、特に正解がはつきりしない問題では、結論はあまり気にすべきではない（議論の過程でより説得力のある正解を求めようとする態度は重要だが、結論は一致しないということがあつてもよい）ことを徹底させる必要がある。

学生に対する負担のかけ方

法科大学院の学生は、おしなべて熱心で勤勉である。この学生に対しても、どの程度負担をかけることが許され、また適当なのか。これも大問題である。教育を受け、または仕事をしている以上は、ある時期必死になつて睡眠時間を削つてでも勉強や仕事をしなければならないことがあるのは、当然である。

しかし、勉強の方法論として、消化不良はいけない。無理に知識を詰め込んでもそれを消化できなければ、身に付かない。会社法の授業についていえば、既修者であることを

前提にして、相当の程度の法知識を前提に、その体系化・制度の根幹について考えさせることになるが、一五回の授業で八〇〇頁近いテキストを十分消化するのは大変である。教師の方も初めてのことであり、一コマの授業の準備に一日位は費やさなければならぬが、学生も授業時間の少なくとも三、四倍は自習してもらう必要がある。

それに加えて多くの判例や論文を一時に与えても、その知識や考え方をきちんと整理できるかどうかは疑わしい。前に述べた知識のデータベース化は、知識をはじめとする情報の混沌とした単なる集積からは生まれない。各分野の法律の体系的な理解とその相互関係、さらに法律的なものの考え方の獲得が必要である。そのためには、ある程度の法知識が前提となることは、前述のとおりであるが、それが過多になるとむしろ学習の阻害要因になる。

法科大学院の場合には、各科目とも教師も、意識過剰になつてハッスルし過ぎている感じもしないことはない。学生としては予習と復習について許容限度を超えた教材を提供さ

る。前述の自習時間が各科目とも要求されるとすれば、学生の負担が極めて大きくなることは明らかである。実務家としての法曹の場合には、法知識についていえば、まず六法を駆使する能力を会得させる必要があり、それを土台にして必要な法情報を探すスキルを教えるべきである。（基礎的に憶えておくべき知識と探索すればよい知識とを区分けする）。それとともにそれを整理する考え方を学ぶことが大切である。

日本では、どのような教材の利用をすべきかを検討しなければならない（前にも述べたとおり、アメリカのロースクール教育とは違うはずである）。何より法律的な問題点（望ましい目的・結論に到達するために克服すべき事項）に気付く能力が大切で、単なる知識の集積ではない法律的な思考方法を身につけさせることが重要である。そうすると、学生の負担感をフォローして、教材の内容を検討する必要がある（もちろん個人差はあるから、余力がある学生は、さらに進んだ学習ができるよう配慮すべきである）。

学生の自発性

私の見聞するところでは、（早稲田の法科大学院では、授業とは別に

オフィスアワーが設定され、メールでの質問も可能であるにもかかわらず）学生が授業後の時間帯以外に教員に質問をすることが比較的少ないミック・アドバイザーの利用もあまり活発ではないようである。

これは、前述の学生の負担感（課題や教材として与えられたものを消化するのに精一杯）が原因でないかもと思われるが、学校側のより利用しやすいシステムにする努力とともに、学生側でも積極的にこれらいわば教育資源の活用を図ることが望まれる。議論の大切さを考えると、自主ゼミといった活動にも積極的に取り組んで欲しいものである。

(7) 実務（臨床）教育

臨床教育の位置づけ

法科大学院では、法曹倫理、ローヤリング、クリニック、エクスター・シップといった臨床教育の授業が存在する。この位置づけは、司法修習が存続していることとの関係で整理が必要である。これらの授業は、多く弁護士業務に関連するものであるが（裁判所や検察庁で臨床的な教育を受けることは、現状では司法修習時に委ねられている）、弁護士が

法曹としての基礎的な地位をもつものであることからすれば、それなりの意味をもつ（逆に司法修習における弁護士修習とどう棲み分けるかという問題もある）。実務（クリニック等）そのものではない形での集合授業について、これを実効的に行うには、シミュレーション方式が望ましいことになろうが、その教材と担当する人材の確保が大問題である。なお、ローヤリングは、他の科目とも融合させることができよう。

しかし、実際上は現状では、学生も法科大学院側も、これ（特にクリニックやエクスター・シップ）にそれほどエネルギーを注ぐことはできないのではないかという疑問がある。すなわち、近い将来その仕事に従事するという確実な見通しもなく、責任も負わない、切実感の欠けた状況で事件処理に従事しても、処理能力はあまり身につかない。学校当局も、そのために必要な多額のコスト負担に耐えられないおそれも大きい（費用対効果）。法科大学院の目玉であるから廃止されることはないとしても（参加した学生の意欲は旺盛のようであるが、物珍しさからだけではないことを期待したい）、差し当たりどんどん充実されるといふ見通しはない。

司法修習生の実務研修の受入れと法科大学院生のエクスターの受入とは、実務で両立するかも問題である。弁護士事務所以外でのエクスターを含め、戦力として法科大学院生を活用する一方で教育効果もあげられるという一石二鳥の方策があればよいが（アメリカでは、これがシステム化されているようである）、それがないとすれば、現状では臨床教育は手間がかかり、法科大学院生のごく一部が、しかも短時間受けることができるだけである（実務への参加は、時間的な拘束を受ける片手間では無理である）。単に法曹になるという動機付けの意味しかなく、実際の実務処理能力の開発には殆ど役立たないという冷ややかな見方も存在する。

しかし、前記のとおり法曹に求められる能力・素養のうち多くの開発は、通常の法律科目の集合授業では無理で、臨床実務教育の活用がその突破口と考えられるものである。法科大学院における臨床教育のあり方は、司法修習の将来のそれとも絡め合の能力・訓練は、司法試験合格のための基本能力や短答式試験に合格するための法知識を取得するための勉強のかたわら片手間ですることができる程度では、十分ではない。むしろ可塑性に富む人材が供給されることは、明らかである（模擬法律事務所の設定による実務教育といった試みもされているようである）。

法曹資格取得後の教育・訓練との関係

司法試験合格前の法科大学院教育で、基本的な事実認定力、法的思考能力、表現力を開発し、涵養すべきことは当然であるが、どこまで即戦力としての専門教育をすることができるか、またすべきかは、一つの問題である。司法試験に直結する科目のみに偏重すべきでないことはいうまでもない。法科大学院教育の修了を受験資格としたことは、司法試験に合格するだけでは法曹資格を取得させるのに十分ではないという判断がその前提である。試験合格のためでない能力・資質の開発が要請されるはずである。

他方、専門的な知識・能力は、実際の実務の中で訓練するほうが効率的な面がある。それぞれの実務において、本当に専門性が要求される場合の能力・訓練は、司法試験合格のための基本能力や短答式試験に合格するための法知識を取得するための勉強のかたわら片手間ですることができる程度では、十分ではない。むしろ可塑性に富む人材が供給されることは大切で、法科大学院では専門的職務に取り付くだけの素養を与えるにとどまつてもやむを得ないという考え方もあり得る。しかし、進んで専門的な知識・能力を開発したいと望む者についてそれをかなえる仕組みが必要であろう。

実務教育としての司法修習での教育内容との関係も整理すべきである（前に述べたような現実からいつて、法科大学院に高度に技術的な実務教育（例えば現在の司法研修所の前期集合研修の代替）を求めるのも無理である）。また、裁判所、検察庁、大規模法律事務所、企業内弁護士等については、法曹になつた後の組織による教育や職務執行に関する力バーが、期待できるが、小規模の法律事務所あるいは最初から單独で法律事務所を開設した場合には、十分でないという問題もある。法曹になつた後の継続的な教育への支援の仕組みについて検討すべきである。

医師の場合（大学病院等での研修の機会をもつ）との比較においても、法科大学院での教育内容のあり方と法科大学院以外の場での法曹教育との連携について、しつかりした検討がされるべきであろう。